

第11回 東京都北区景観づくり審議会 送付資料一覧

会議の進行に関する資料

- 東京都北区景観づくり審議会委員名簿

議事に関する資料

(1) 第1号議案「正副会長の選出について」

資料1

- ・ 東京都北区景観づくり条例（審議会部分抜粋） . . . 1-1
- ・ 東京都北区景観づくり条例施行規則（審議会部分抜粋） . . . 1-2
- ・ 東京都北区景観づくり審議会委員名簿 . . . 1-3

(2) 令和5年度 景観届出等の状況報告

資料2

- ・ 北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況 . . . 2-1
- ・ 景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告 . . . 2-2
- ・ 建築物等の景観届出事例〈審査〉 . . . 2-3

視察に関する資料

資料3

- ・ 第11回東京都北区景観づくり審議会 視察行程 . . . 3-1
- ・ 視察ルート . . . 3-2
- ・ 児童相談所 計画概要 . . . 3-3
- ・ 東洋大学赤羽台キャンパス新校舎 施設概要 . . . 3-4
- ・ URまちとくらしのミュージアム . . . 3-5
- ・ スターハウス . . . 3-6

【別添】 UR MUSEUM NEWS

【別添】 登録有形文化財 旧赤羽台団地 リーフレット

東京都北区景観づくり審議会委員名簿

(令和5年8月1日現在)

第一号委員（学識経験者）

北原 理雄	（きたはら としお）	千葉大学 名誉教授（建築）
吉村 晶子	（よしむら あきこ）	名城大学 教授（工学）
雨宮 護	（あめみや まもる）	筑波大学 准教授（システム情報系社会工学）
村井 祐二	（むらい ゆうじ）	（株）計画設計・インテグラ 代表取締役 （北区景観アドバイザー）
丸山 吉栄	（まるやま よしひで）	（一社）東京都建築士事務所協会 北支部長

第二号委員（区議会議員）

仲田 みずき	（なかだ みずき）	区議会議員
くまき 貞一	（くまき ていいち）	区議会議員
永井 朋子	（ながい ともこ）	区議会議員
うすい 愛子	（うすい あいこ）	区議会議員
さいとう 尚哉	（さいとう なおや）	区議会議員

第三号委員（区民）

安住 孝史	（やすずみ たかし）	画家
遠藤 千代美	（えんどう ちよみ）	元美しい景観をつくる都民会議会員
宮川 淳子	（みやかわ じゅんこ）	北区スクールコーディネーター連絡協議会代表
矢吹 静子	（やぶき しずこ）	北区男女共同参画審議会委員

第四号委員（関係行政機関）

出口 桂輔	（でぐち けいすけ）	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長
城田 峰生	（しろた みねお）	東京都建設局第六建設事務所長
佐野 恭一	（さの きょういち）	警視庁赤羽警察署長

第五号委員（区職員）

藤野 浩史	（ふじの ひろし）	政策経営部長
松田 秀行	（まつだ ひでゆき）	地域振興部長
雲出 直子	（くもで なおこ）	生活環境部長

議事に関する資料

(1) 第1号議案「正副会長の選出について」

- 東京都北区景観づくり条例（審議会部分抜粋） . . . 1-1
- 東京都北区景観づくり条例施行規則（審議会部分抜粋） . . . 1-2
- 東京都北区景観づくり審議会委員名簿 . . . 1-3

第七章 景観づくり審議会等

（景観づくり審議会）

第二十八条 区における景観づくりに関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として、北区景観づくり審議会を置く。

2 景観づくり審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査し、審議する。

一 法第八条第一項の規定による景観づくり計画の策定及び法第九条第八項の規定による景観づくり計画の変更に関すること。

二 法第十六条第三項の規定による勧告に関すること。

三 法第十七条第一項及び第五項の規定による命令に関すること。

四 法第十九条第一項の規定による指定、法第二十二条第一項の規定による許可、同条第三項の規定による条件、法第二十三条第一項の規定による原状回復命令又はこれに代わる措置命令、法第二十六条の規定による措置命令又は勧告及び法第二十七条第一項又は第二項の規定による指定解除（法第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至った場合を除く。）に関すること。

五 法第二十八条第一項の規定による指定、法第三十一条第一項の規定による許可、同条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による条件、法第三十二条第一項において準用する法第二十三条第一項の規定による原状回復命令又はこれに代わる措置命令、法第三十四条の規定による措置命令又は勧告及び法第三十五条第一項又は第二項の規定による指定解除（法第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至った場合を除く。）に関すること。

六 法第八十三条第一項及び法第九十条第二項の規定による認可に関すること。

七 第十六条第一項の規定による勧告及び同条第三項の規定による公表に関すること。

八 第二十六条第一項及び第二項の規定による表彰に関すること。

九 第二十七条第一項の規定による景観百選の認定に関すること。

十 その他景観づくりについて、区長が必要と認める事項

3 景観づくり審議会は、前項に定めるもののほか、景観づくりに関して、区長に意見を述べることができる。

（景観づくり審議会の組織）

第二十九条 景観づくり審議会は、委員二十四人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前二項に定めるもののほか、景観づくり審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

東京都北区景観づくり条例施行規則（審議会部分抜粋）

平成二七年三月三一日

規則第三一号

（景観づくり審議会の委員）

第二十九条 景観づくり審議会の委員は、次に掲げるとおりとする。

- 一 学識経験のある者 五人以内
- 二 区議会の議員 六人以内
- 三 区民 五人以内
- 四 関係行政機関の職員 四人以内
- 五 区職員 四人以内

（景観づくり審議会の会長及び副会長）

第三十条 景観づくり審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、景観づくり審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（景観づくり審議会の会議）

第三十一条 景観づくり審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき若しくは事故があるとき又は欠けているときの景観づくり審議会は、区長が招集する。

- 2 景観づくり審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した会長、副会長その他の委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長は、会議の公正な運営が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

（委員以外の者の出席）

第三十二条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を景観づくり審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（幹事）

第三十三条 委員の活動の補佐その他の事務を行うため、景観づくり審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

（庶務）

第三十四条 景観づくり審議会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

東京都北区景観づくり審議会委員名簿

(令和5年8月1日現在)

第一号委員(学識経験者)

北原 理雄	(きたはら としお)	千葉大学 名誉教授(建築)
吉村 晶子	(よしむら あきこ)	名城大学 教授(工学)
雨宮 護	(あめみや まもる)	筑波大学 准教授(システム情報系社会工学)
村井 祐二	(むらい ゆうじ)	(株)計画設計・インテグラ 代表取締役 (北区景観アドバイザー)
丸山 吉栄	(まるやま よしひで)	(一社)東京都建築士事務所協会 北支部長

第二号委員(区議会議員)

仲田 みずき	(なかだ みずき)	区議会議員
くまき 貞一	(くまき ていいち)	区議会議員
永井 朋子	(ながい ともこ)	区議会議員
うすい 愛子	(うすい あいこ)	区議会議員
さいとう 尚哉	(さいとう なおや)	区議会議員

第三号委員(区民)

安住 孝史	(やすずみ たかし)	画家
遠藤 千代美	(えんどう ちよみ)	元美しい景観をつくる都民会議会員
宮川 淳子	(みやかわ じゅんこ)	北区スクールコーディネーター連絡協議会代表
矢吹 静子	(やぶき しずこ)	北区男女共同参画審議会委員

第四号委員(関係行政機関)

出口 桂輔	(でぐち けいすけ)	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長
城田 峰生	(しろた みねお)	東京都建設局第六建設事務所長
佐野 恭一	(さの きょういち)	警視庁赤羽警察署長

第五号委員(区職員)

藤野 浩史	(ふじの ひろし)	政策経営部長
松田 秀行	(まつだ ひでゆき)	地域振興部長
雲出 直子	(くもで なおこ)	生活環境部長

議事に関する資料

(2) 令和5年度 景観届出等の状況報告

- 北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況 . . . 2-1
- 景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告 . . . 2-2
- 建築物等の景観届出事例〈審査〉 . . . 2-3

北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況

＜建築物等の景観届出件数＞

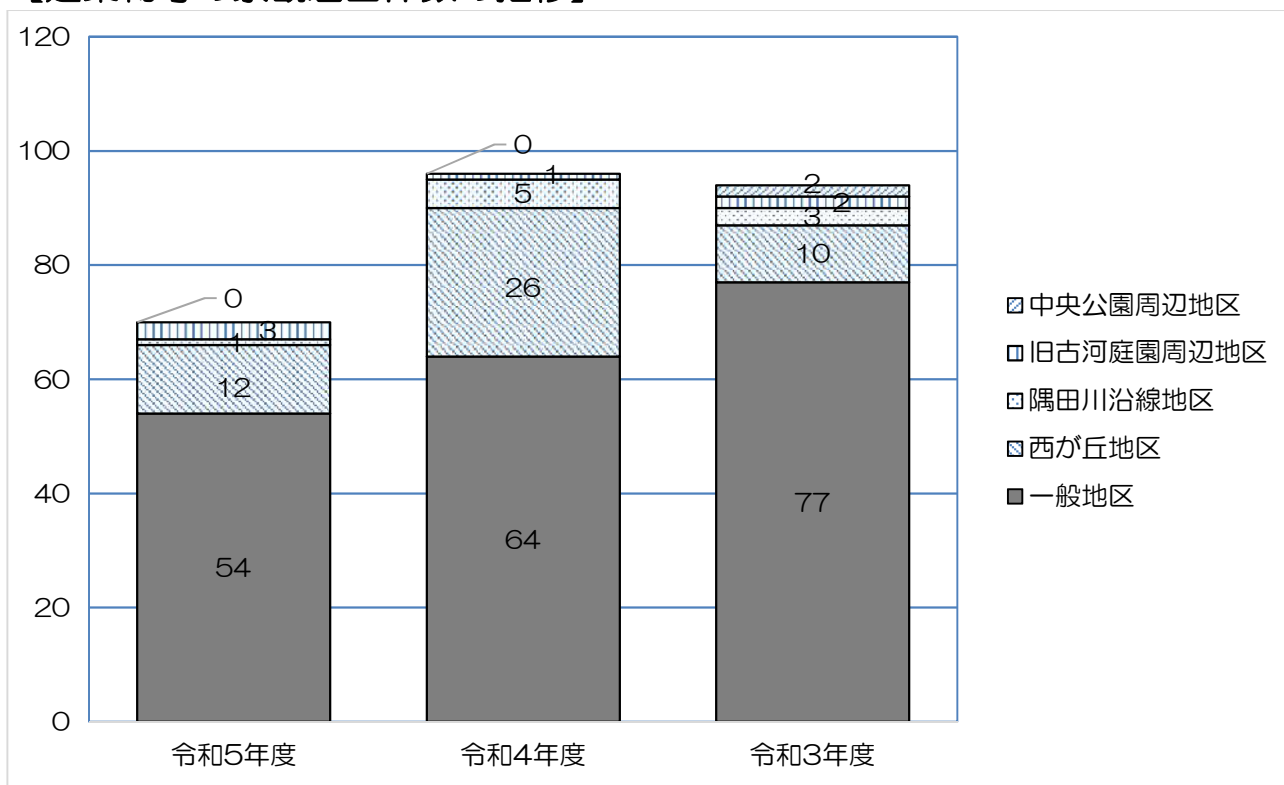
地区区分		行為	令和5年度※1	令和4年度	令和3年度
一般地区		建築行為	49件	58件	65件
		工作物	4件	4件	8件
		開発行為	1件	2件	4件
景観形成重点地区	西が丘地区	建築行為	12件	26件	10件
		工作物	0件	0件	0件
		開発行為	0件	0件	0件
	隅田川沿川地区	建築行為	1件	5件	2件
		工作物	0件	0件	1件
		開発行為	0件	0件	0件
	旧古河庭園周辺地区	建築行為	3件	1件	2件
		工作物	0件	0件	0件
		開発行為	0件	0件	0件
	中央公園周辺地区	建築行為	0件	0件	1件
		工作物	0件	0件	0件
		開発行為	0件	0件	1件
合計		建築行為	65件	90件	80件
		工作物	4件	4件	9件
		開発行為	1件	2件	5件
		届出合計	70件	96件	94件

＜屋外広告物の事前相談件数＞

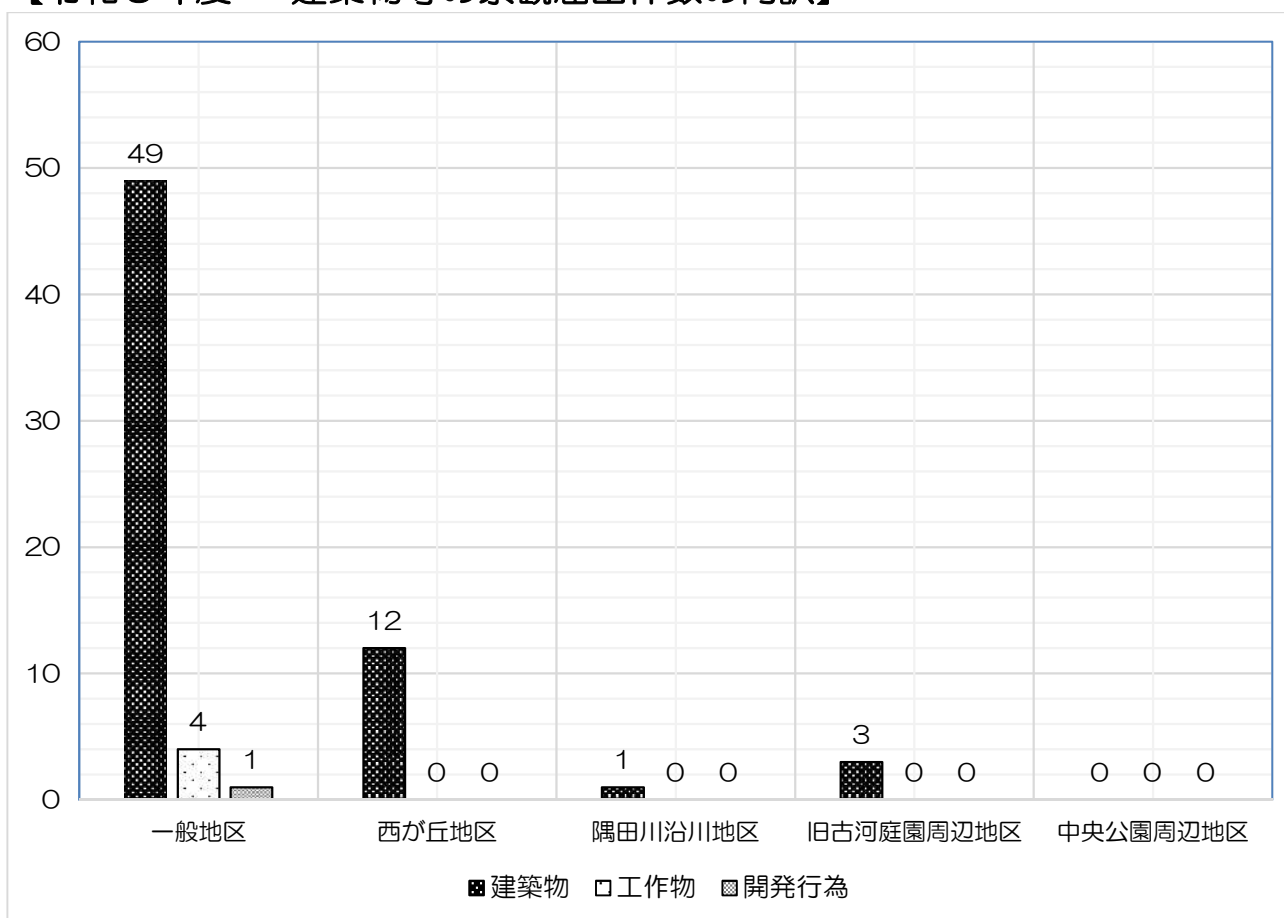
地区区分		行為	令和5年度※1	令和4年度	令和3年度
一般地区		表示掲出	2件	5件	8件
景観形成重点地区	西が丘地区	表示掲出	0件	0件	0件
	隅田川沿川地区	表示掲出	1件	0件	0件
	旧古河庭園周辺地区	表示掲出	0件	0件	0件
	中央公園周辺地区	表示掲出	0件	0件	1件
合計			3件	5件	9件

※1 令和5年4月1日～令和6年2月15日まで

【建築物等の景観届出件数の推移】



【令和5年度※1 建築物等の景観届出件数の内訳】



※1 令和5年4月1日～令和6年2月15日まで

景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告

景観形成重点地区西が丘地区においては、建築物の景観形成基準のうち、建築物のゆとりある配置や敷地面積のゆとりある敷地規模を保つための数値基準（以下「配置基準」、「規模基準」という。）を定めていますが、北区景観づくり審議会が認めた場合については、適用しないことができるとしています。

この手続きの迅速化、簡素化を図るため、北区景観づくり審議会の承認のもとに定めた「景観形成重点地区西が丘地区における景観形成基準に関する北区景観づくり審議会包括処理基準」（以下、「包括処理基準」という。）を平成27年10月1日から運用しています。

包括処理基準に基づき、配置基準、規模基準を下回っている案件について、以下のとおり報告いたします。

（1）配置基準

建築物の壁面の道路及び隣地境界からの後退距離：0.5m以上

<令和5年度^{※1}の包括処理基準（配置基準）による案件>

包括処理基準	件数	備考
適用除外		
ア：道路に面して店舗がある場合の上階	0	
特例措置		
ア：近隣商業地域や広幅員の道路に面する土地	0	
イ：道路と一体的な空間整備を行う土地	0	

（2）規模基準

建築物の敷地面積：100㎡（約30坪）以上

<令和5年度^{※1}の包括処理基準（規模基準）による案件>

包括処理基準	件数	備考
適用除外		
ア：既存不適格の敷地・土地	0	
イ：公共公益上の施設	0	
ウ：公共公益施設整備に供する土地	0	
エ：2項道路後退の土地	0	
特例措置		
ア：遺産相続等による分割	0	
イ：借地権解消による分割	0	
ウ：建築基準法などの違法性解消	0	

※1：令和5年4月1日～令和6年2月15日まで

建築物等の景観届出事例<審査>

<一般地区>

「(仮称)北区神谷3丁目(北敷地)計画」

【建築概要】

所在地：神谷三丁目14番3,他(住居表示：神谷三丁目15番)

敷地面積：14,882.54㎡

構造・規模：鉄筋コンクリート造 地上10階建て 高さ29.40m
延床面積 34,890.01㎡ 共同住宅(474戸)・店舗

敷地の状況：計画地は、JR赤羽駅から南東へ900m程に位置する。また、道路を隔てて北運動公園の南東に位置する。

接道状況：計画地は、東側が幅員約6m、北側が幅員約11m、西側が幅員約11mの区道に、南側が幅約4mの通路(区管理)に接している。

周辺状況：北側に大規模商業施設があるが、周辺は都営住宅を含め中高層の集合
：が多く建ち並んでいる。また、南側は低層の住宅が多く建ち並んでいる。

<景観形成基準>

一般地区(建築物)

- | | | | |
|--|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 配置 | <input checked="" type="checkbox"/> 形態・意匠 | <input checked="" type="checkbox"/> 外構 | <input checked="" type="checkbox"/> 附带施設 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 高さ | <input checked="" type="checkbox"/> 色彩 | <input type="checkbox"/> 垣塀柵 | <input type="checkbox"/> 照明 |
| <input type="checkbox"/> 規模 | <input checked="" type="checkbox"/> 緑化 | <input type="checkbox"/> ベランダ・バルコニー | |

<主な景観に対する配慮>

- 平屋建ての店舗を北側に、住棟を南側に配し、周囲からの離れも住棟、店舗共に約4m以上確保し、周辺への圧迫感を抑えている。また、スカイラインも整え、中高層の建物に囲まれた周辺の中で調和するようしている。
- 住棟は長大な壁面が単調にならないよう大きく2つに分割し、またスラブラインや4種類の手摺のランダムな配置で、ファサードの分節化を図っている。
- 落ち着いた街並みを目指しモノトーンを基調色とし、デザインも上層部と低層部を切替えることで圧迫感の低減を図り、街並みに調和するようしている。
- 道路沿いに歩道状空地や公開空地を設け、通路沿いを中心に豊かな緑地空間を設け、周辺環境との調和を図り、潤いのあるまちづくりに寄与する計画としている。

<計画の評価>

約1.5haと広大な敷地に周辺への離れや日照を留意して南側に住棟を、北側に平屋建ての店舗を配し、大きな空間的余地を設け、周辺への圧迫感を和らげている。また、道路沿いに歩行空間、店舗前を除く道路沿いや通路沿いに中高木を交えた立体的な緑地を設け、ゆとりと潤いのある空間を創出している。

住棟は長大な壁面にならないよう2つに分け、住棟のズレや色彩や手摺に変化を持たせるなど、周辺の街並みとの調和に配慮している。店舗も、長い壁面を仕上げ材の切り替えで分節し、単調にならないよう配慮している。

<一般地区>

「(仮称) 赤羽二丁目Ⅱ計画」

【建築概要】

所在地：赤羽二丁目3番1、他(住居表示：赤羽二丁目5番)

敷地面積：5,097.72㎡

構造・規模：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

地上32階・地下1階建て 高さ126m(塔屋含む)

延床面積 34,600㎡ 共同住宅(326戸)・店舗

敷地の状況：JR赤羽駅から東へ400m程に位置する。なお、計画地は道路を隔てて東(住棟)、西(駐車場棟)と二つの敷地に分かれている。

接道状況：東側の敷地は北側、西側、南側が、西側の敷地は北側、東側、南側が区道に接している。何れの区道も幅員は6m以上となっている。

周辺状況：周辺は北区を代表する商業地で、北側にアーケードのあるスズラン通り商店街があるが、南西側に赤羽公園、東側に赤羽岩淵中学校、また西側や南側に高層の集合住宅も建ち並んでいる。

<景観形成基準>

一般地区(建築物)

<input checked="" type="checkbox"/> 配置	<input checked="" type="checkbox"/> 形態・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 外構	<input checked="" type="checkbox"/> 附帯施設
<input checked="" type="checkbox"/> 高さ	<input checked="" type="checkbox"/> 色彩	<input type="checkbox"/> 垣塀柵	<input type="checkbox"/> 照明
<input type="checkbox"/> 規模	<input checked="" type="checkbox"/> 緑化	<input type="checkbox"/> ベランダ・バルコニー	

<主な景観に対する配慮>

○住棟の高層部をタワー形状とし建物幅を絞ることで、歩行者等から見える空を分断せず壁のような印象を与えないよう配慮している。また、基準階で南側に曲面を持つ平面を立ち上げ、東、南、西の立面が曲面を持たせ、圧迫感の低減を図っている。

○住棟の低層部は高さを抑え、壁面のセットバックや緑化等により周辺の街並みに調和するよう配慮している。

○公園が近いことも配慮し、住棟は茶系を基調とし、グレー系をアクセントに、駐車場棟は明るいグレー系とし、温かみのある配色とし、周辺の街並みに調和するようしている。

○道路沿いに歩道状空気を、公園寄りや2階テラスを中心に緑地空間を設け、周辺環境との調和を図り、潤いのあるまちづくりに寄与計画としている。

<計画の評価>

住棟の低層部は歩道状空地や緑化で、高層部は建物幅を絞ることで周囲への圧迫感を和らげている。また、公園寄りや2階テラスに中高木を交えた立体的な緑地を設けてゆとりと潤いある空間を創出している。

長大にならないよう住棟は水平基調のスラブが重なる形態とし、また南側に曲面を持たせた立面とし、周囲への圧迫感を和らげている。

視察に関する資料

- 第11回東京都北区景観づくり審議会 視察行程 . . . 3-1
 - 視察ルート . . . 3-2
 - 児童相談所 計画概要 . . . 3-3
 - 東洋大学赤羽台キャンパス新校舎 施設概要 . . . 3-4
 - URまちとくらしのミュージアム . . . 3-5
 - スターハウス . . . 3-6
- 【別添】UR MUSEUM NEWS
- 【別添】登録有形文化財 旧赤羽台団地 リーフレット

第11回東京都北区景観づくり審議会 視察行程

日 時：令和6年3月15日（金曜）

視察場所：赤羽台一丁目のまちづくり

（児童相談所建設予定地、東洋大学、UR 都市機構又一ヴェル赤羽台、
UR まちとくらしのミュージアム、スターハウス）

視察行程予定表（視察ルート：資料 3-2 参照）

行程	時刻（予定）
集合：北区役所 1階正面玄関 人数確認、バス乗車 [出発予定時刻 14:15]	14:15
↓バス移動 [移動時間 15~20分程度]	
1. 児童相談所建設予定地到着・視察開始 ※資料 3-3 参照	14:35
↓徒歩	
2. 東洋大学・UR 都市機構又一ヴェル赤羽台視察（外観のみ） ※資料 3-4 参照	（1・2で 15分程度）
↓徒歩	
3. UR まちとくらしのミュージアム到着・視察【スターハウス（外 観のみ）含む】※資料 3-5、3-6 参照	14:50~ 16:35
↓バス乗車・移動開始	
到着：赤羽駅西口付近 ※赤羽駅ご利用の方はこちらで降車をお願いいたします	16:45
到着：王子駅東口付近 ※王子駅ご利用の方はこちらで降車をお願いいたします	17:05
到着：北区役所	17:10

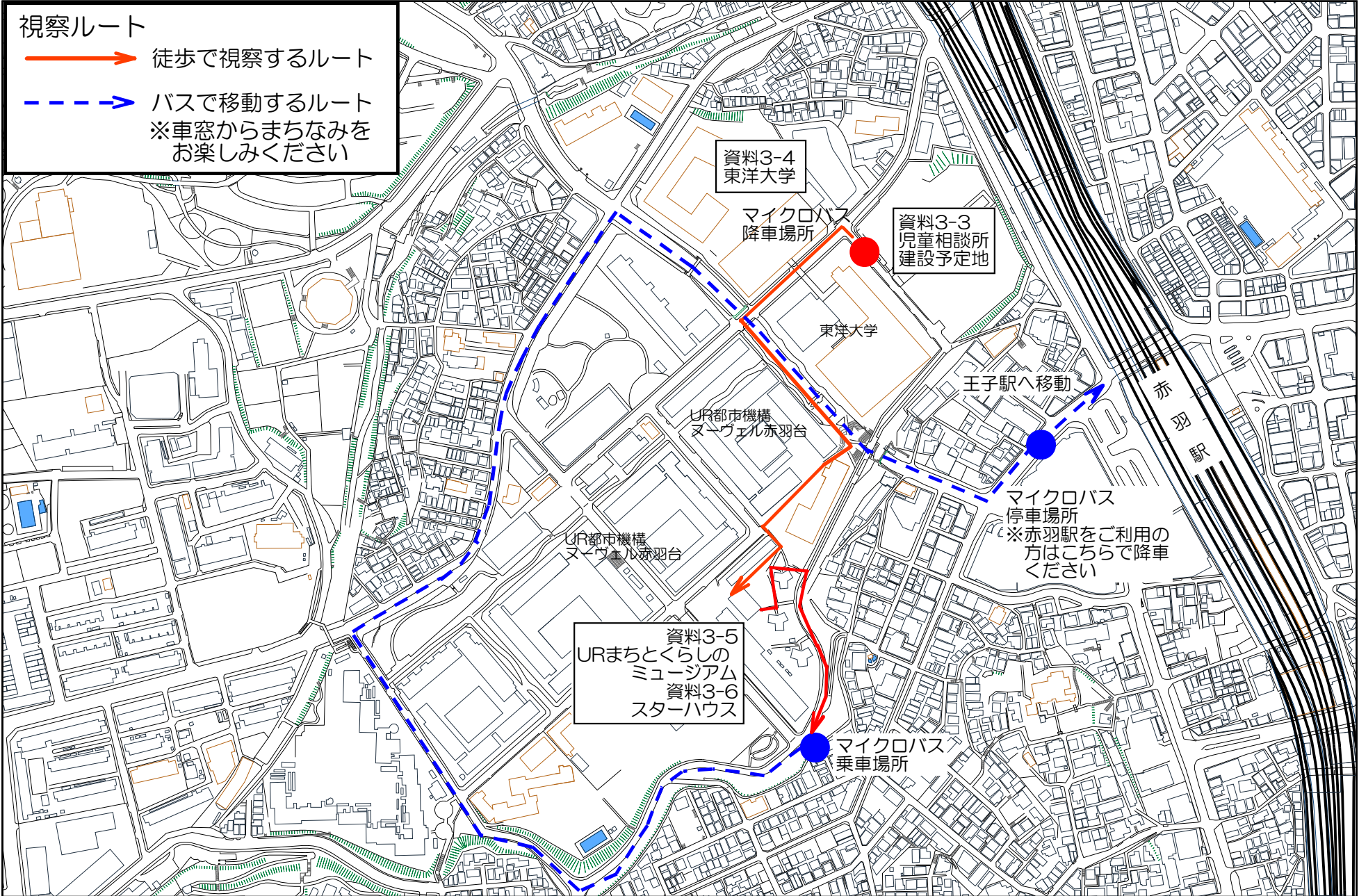
【注意事項】

- (1)「UR まちとくらしのミュージアム」の視察時間は 1 時間 45 分程度となり、視察がはじまると座る箇所がほぼありません。
- (2)復元住戸の撮影は可能ですが、モニターや展示パネルは全て撮影禁止です。
- (3)ミュージアムから配付されるシューズカバーを着用します。ハイヒール等をご遠慮ください。
- (4)100 円硬貨が返却されるタイプのコインロッカーがあります。
- (5)トイレはミュージアム内に多目的トイレ2か所のみとなります。トイレは出発前に済ませていただくようお願いいたします。
- (6)視察後は、そのまま解散となります。マイクロバスを赤羽駅西口、王子駅東口付近で停車させますので、ご都合の良い場所で降車してください。

視察ルート

→ 徒歩で視察するルート

---> バスで移動するルート
※車窓からまちなみをお楽しみください



【児童相談所 計画概要】

※数値については、令和5年6月27日時点のものとなります。今後変わる可能性があります

〔建物概要〕

敷地面積	5,013.06 m ²	構造規模	鉄筋コンクリート造
建築面積	1,967.48 m ²		一部 鉄骨造
延床面積	6,799.11 m ²	階数	地上4階／地下無し
各階計画	1階 子ども家庭支援センター・児童発達支援センター 2階 児童相談所・事務室 3階 児童相談所・教育総合センター・一時保護所 4階 一時保護所		

〔今後の予定〕

令和6年3月 設計完了
 令和6年9月 新築工事に着手
 令和8年夏頃 建物竣工
 令和8年度末 開設

〔イメージパース〕



【参考】 児童相談所周辺のまちづくり

物件名称：（仮称）赤羽台1丁目1計画新築工事

敷地面積	13,759.56 m ²	構造規模	鉄筋コンクリート造
延床面積	59,059.43 m ²	用途	共同住宅及び生活利便施設

※計画当初の情報であり、今後変わる可能性があります

【計画地案内図】



【赤羽駅周辺上空からのイメージパース】



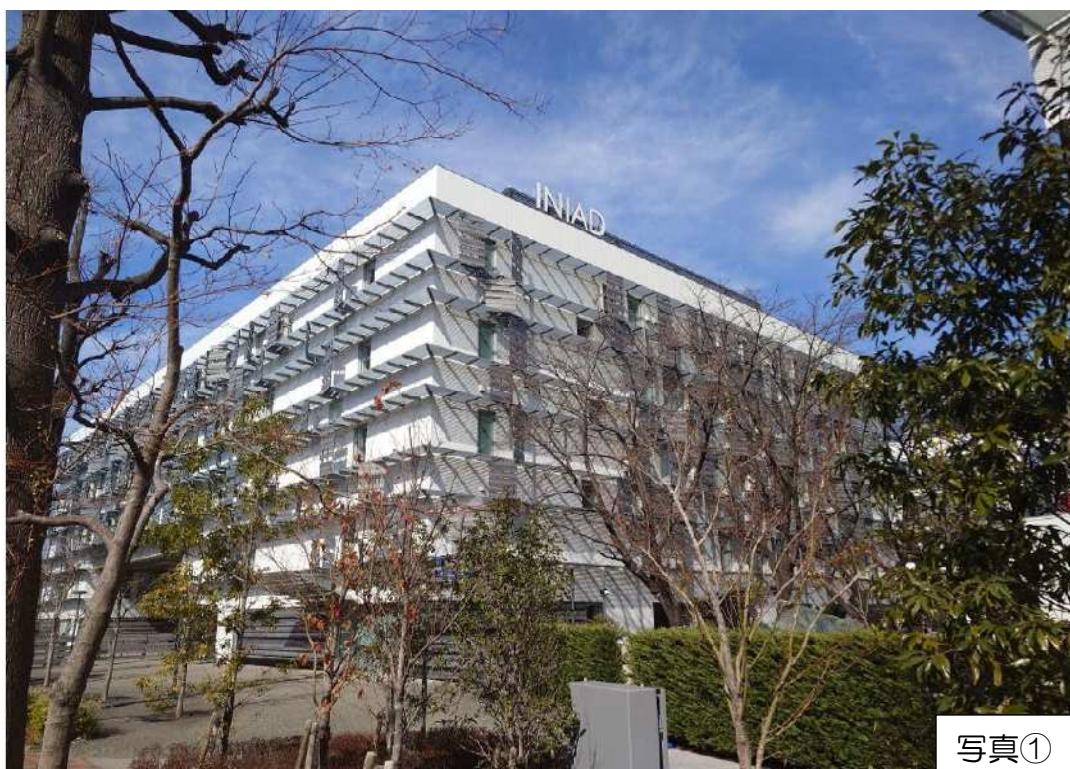
【東洋大学赤羽台キャンパス新校舎 施設概要】

※数値については、各建築計画概要書によるものです

<p>【計画概要】</p> <p>所在地：赤羽台1丁目1番28（住居表示：赤羽台1丁目2番）</p> <p>敷地面積：（HUB1・HUB2） 20,046.46 m² （HUB3） 15,837.71 m² （HUB4） 5,029.51 m²</p> <p>構造・規模：[建物概要]をご参照ください。</p> <p>敷地の状況：計画地は、大規模なUR赤羽台団地等が立ち並び赤羽台周辺地区計画の北東部で、JR赤羽駅から北西へ約300mに位置している。</p> <p>接道状況：計画地は、北側が幅員約12m、西側が幅員約27m、南側が幅員7.5mの区道に、また東側が幅員約7mの私道（一部団地内通路）に接している。</p> <p>周辺状況：周辺の北西側には同大学の一期校舎（既に完了）、二期校舎（建設中）、が、北側には同大学の学生寮（建設中）がある。また、南西側には高層のUR赤羽台団地が建ち並んでいる。</p>															
<p>＜景観形成基準＞</p> <p>一般地区（建築物）</p> <table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 配置</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 形態・意匠</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 外構</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 附帯施設</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 高さ</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 色彩</td> <td><input type="checkbox"/> 垣塀柵</td> <td><input type="checkbox"/> 照明</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 規模</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 緑化</td> <td><input type="checkbox"/> ベランダ・バルコニー</td> <td></td> </tr> </table>				<input checked="" type="checkbox"/> 配置	<input checked="" type="checkbox"/> 形態・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 外構	<input checked="" type="checkbox"/> 附帯施設	<input checked="" type="checkbox"/> 高さ	<input checked="" type="checkbox"/> 色彩	<input type="checkbox"/> 垣塀柵	<input type="checkbox"/> 照明	<input type="checkbox"/> 規模	<input checked="" type="checkbox"/> 緑化	<input type="checkbox"/> ベランダ・バルコニー	
<input checked="" type="checkbox"/> 配置	<input checked="" type="checkbox"/> 形態・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 外構	<input checked="" type="checkbox"/> 附帯施設												
<input checked="" type="checkbox"/> 高さ	<input checked="" type="checkbox"/> 色彩	<input type="checkbox"/> 垣塀柵	<input type="checkbox"/> 照明												
<input type="checkbox"/> 規模	<input checked="" type="checkbox"/> 緑化	<input type="checkbox"/> ベランダ・バルコニー													
<p>＜主な景観に対する配慮＞</p> <p>○周辺建物から十分な離れを確保し周辺への圧迫感を軽減する配置としている。 また、スカイラインも赤羽台団地側は高く、周辺に低層建物のある東側は高さを抑え、街並みに溶け込む計画としている。</p> <p>○一期校舎～四期宿舎までの材質、色彩も含め外観を揃え、キャンパス全体で統一感をもたせた計画としている。</p> <p>○ボリュームある建物を分節し、周辺建物への圧迫感を軽減している。</p> <p>○緑道の林立する樹木を連続させたような縦長のリズムカルな窓、縦長の木目調パネルを設けることで周辺環境に調和するデザインとしている。</p> <p>○敷地北側、南側に開放された広場を設け、街並みに配慮した計画としている。</p> <p>○西側の公開空地に沿って緑地帯を設け、緑豊かな緑道と一体的な遊歩道空間を創出している。</p>															

[建物概要]

建物名称	INIAD HUB-1	情報連携学部棟
建築面積	4,304.10 m ²	構造 鉄骨造
延床面積	18,899.05 m ²	階数 地上5階／地下無し



写真①



写真②

建物名称	WELLB HUB-2	福祉社会デザイン学部・健康スポーツ科学部棟
建築面積	4,659.13 m ²	構造 鉄骨造 一部 鉄筋コンクリート造
延床面積	22,435.32 m ²	階数 地上9階/地下1階



写真③



写真④

建物名称	HELSPO HUB-3	体育館・図書館・食堂棟
建築面積	9,057.83 m ²	構造 鉄骨造 一部 鉄筋コンクリート造
延床面積	31,678.94 m ²	階数 地上6階/地下1階



写真⑤



写真⑥

建物名称	AI-House HUB-4	国際交流宿舎
建築面積	2,106.91 m ²	構造 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造
延床面積	9,340.03 m ²	階数 地上4階/地下1階

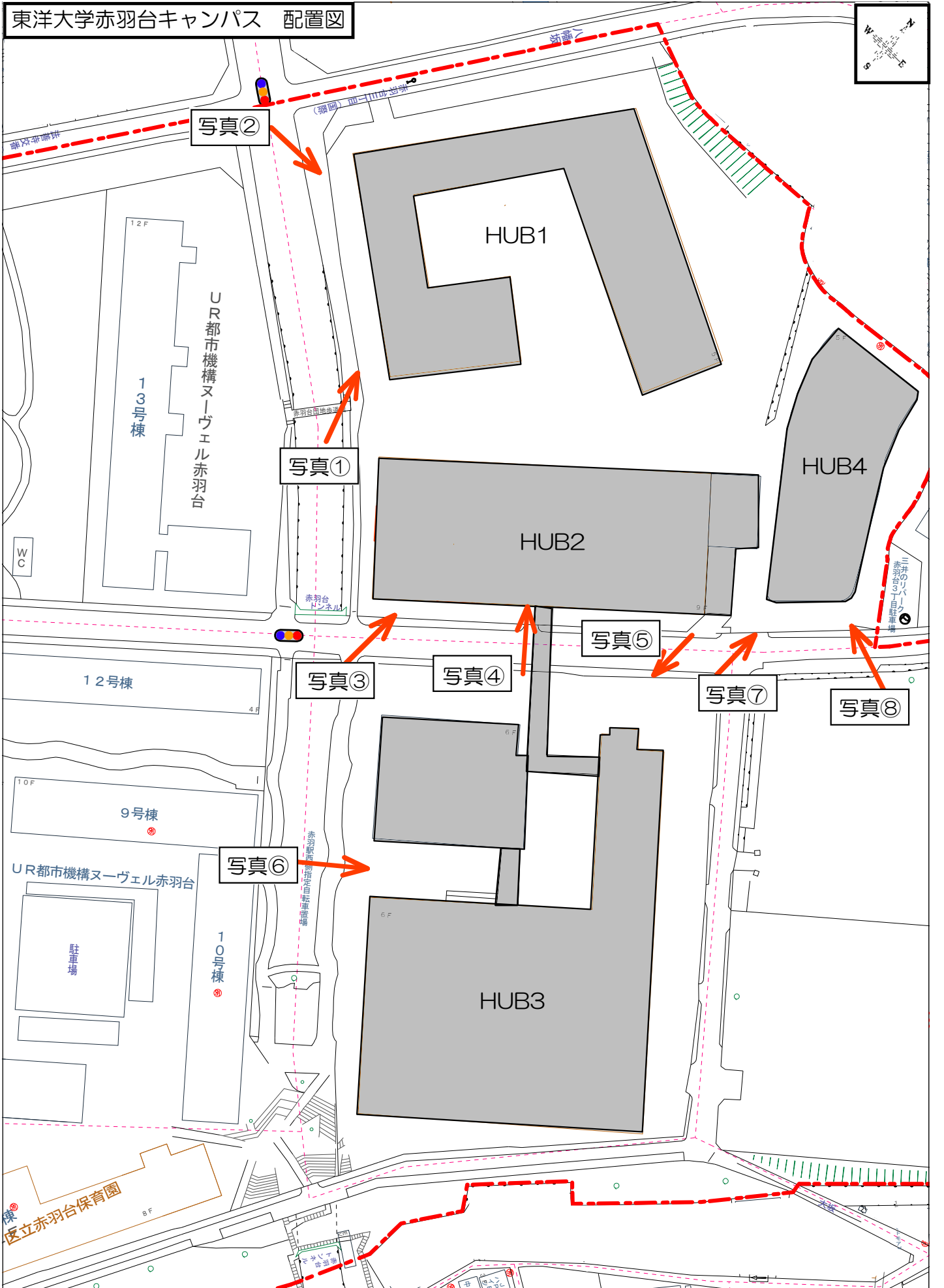


写真⑦



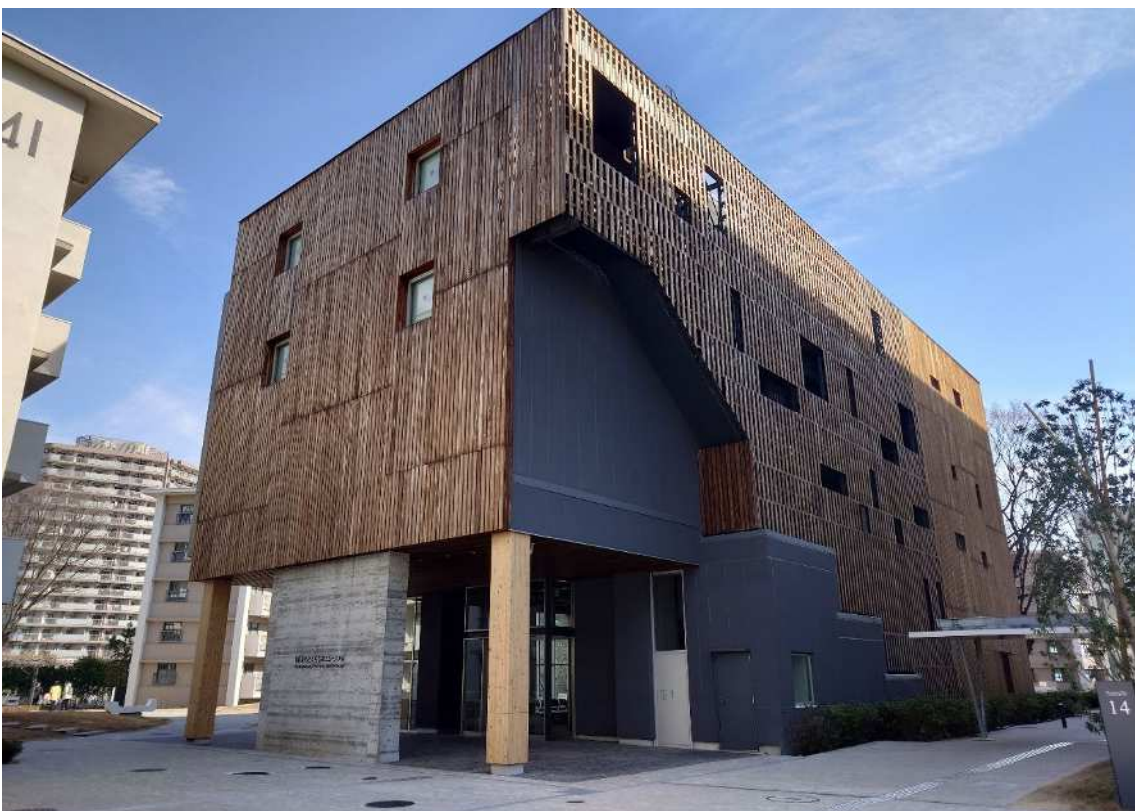
写真⑧

東洋大学赤羽台キャンパス 配置図



【URまちとくらしのミュージアム】

※別添の「UR MUSEUM NEWS」をご覧ください



【スターハウス】

※別添のリーフレットをご覧ください

